

訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション（2割負担）

①介護保険給付の対象となるサービス自己負担となる利用料金

平成30年8月1日現在

項目	金額
訪問リハビリテーション費	590円/回（20分）

※基本訪問時間は、1回40分となりますので2回分の料金となります。

●上記料金に以下のサービスをご利用いただいた場合、それぞれ下記の料金が加算されます。

項目	利用金額	備考
短期集中リハビリテーション 実施加算	407円/日	退所・退院又は要介護認定日から3月以内
リハビリテーション マネジメント加算（Ⅰ）	468円/月	訪問リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直している場合。
リハビリテーション マネジメント加算（Ⅱ）	570円/月	上記に加え、リハビリテーション会議を開催し、指定居宅サービス等の担当者と情報の共有を図り介護の工夫に関する指導及び助言を行った場合。
リハビリテーション マネジメント加算（Ⅲ）	651円/月	上記に加え、指導及び助言を医師より行った場合
リハビリテーション マネジメント加算（Ⅳ）	855円/月	（Ⅱ）、（Ⅲ）に加えVISITを活用してデータを提出し、フィードバックを受けること（3月に1回を限度とする）
社会参加支援加算	35円/月	対象期間において、訪問リハビリテーションによりADL・IADLが向上し、社会参加を維持できる他のサービス等に移行できる体制を整えている場合。
サービス提供体制強化加算	13円/回	理学療法士・作業療法士及び言語聴覚士の体制が整っている場合

②予防給付の対象となるサービス自己負担となる利用料金（2割負担）

項目	金額
訪問リハビリテーション費	590円/回（20分）

※基本訪問時間は、1回40分となりますので2回分の料金となります。

●上記料金に以下のサービスをご利用いただいた場合、それぞれ下記の料金が加算されます。

項目	利用金額	備考
短期集中リハビリテーション 実施加算	407円/日	退所・退院又は要介護認知日から3月以内
サービス提供体制強化加算	13円/回	理学療法士・作業療法士及び言語聴覚士の体制が整っている場合
リハビリテーション マネジメント加算	468円/月	医師がセラピストに対し、訪問リハビリの目的に加えて留意事項、中止の際の基準、利用者に対する負荷棟のうちいずれか1以上の指示を行っている場合

<交通費>

公共交通機関		実費相当額/回
自動車	事業所の活動地域を超えた地点から片道15km未満	300円/回
	事業所の活動地域を超えた地点から片道15km以上	500円/回